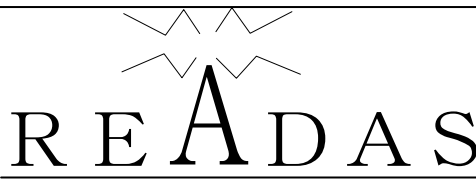


第 5032 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月25日 金曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ⇩ 準確定申告

**Q**：父親が先日亡くなったのですが、今年の確定申告はどうしたらいいのでしょうか。入院ばかりしていましたので、ほとんど収入はないのですが、聞くところによると、申告をすると税金が還付されることもあるとか。どうなっているのですか？

**A**：準確定申告をすると税金が還付される場合があります。

### 【解説】

所得税の確定申告は、その年の翌年2月16日から3月15日までとなっていますが、年の中で死亡した人の場合は、その相続人が、相続の開始があったことを知った日の翌日から4か月以内に申告をしなければならないこととなっています。これを準確定申告といいます。

課税所得がない人は申告する必要ありませんが、課税所得がない人でも源泉徴収されているような場合は、申告をしますと、税金が還付されます。

準確定申告書には、各相続人の氏名、住所、被相続人との続柄などを記入した準確定申告書の付表を添付し、被相続人の死亡当時の納税地の税務署長に提出します。

なお、この場合の還付金は、被相続人の相続財産となりますので、相続税の申告に含めなければなりません。還付加算金は、被相続人の相続財産ではなく、相続人の雑所得となりますので、相続財産に含める必要はありません。ただし、被相続人が提出した申告に係る還付金や還付加算金を死亡後に受取った場合は、相続財産となります。

